須崎市公告第５８号

制限付き一般競争入札を次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和８年１１月６日

須崎市長　　楠　瀬　耕　作

第１　入札案件に関する事項

1	入 札 件 名	須崎市湊川水門監視カメラシステム賃貸借・保守業務
2	業 務 概 要	別紙仕様書のとおり
3	納 入 期 限	令和 9 年 3 月 31 日まで
4	賃貸借期間	納入日から 5 年間（60 か月）まで
5	予 定 価 格	事後公表
6	最低制限価格	設定しない

第２　入札参加資格要件に関する事項

1	共通事項	1. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。 2. 令和 8 年度須崎市競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者。 3. 公告の日から開札の日までの間に、須崎市建設工事指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。 4. 須崎市から暴力団排除措置を受けていない者であること。 5. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始の申立てがなされてない者であること。 6. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
2	入札参加形態	単体
3	資格要件	高知県内に本社または営業所を有していること。

第３　入札参加手続等に関する事項

1	参加申込期間		令和８年 11 月６日（金）　午後１時 00 分から 令和８年 11 月 24 日（火）午後５時 00 分まで
2	参加申込方法		持参または郵送（令和８年 11 月 24 日（火）必着）にて、参加申込書等を参加申込期間内に提出すること。
3	参加申込書受付票の発行		参加申込書の提出後に、受付票を発行する。なお、参加申込書提出の際は返信用封筒を持参または郵送すること。
4	申込書類等		1.制限付き一般競争入札参加申請書（様式１） 2.営業所一覧（様式２）
5	入札（現場）説明会		無
6	閲覧図書等	閲覧期間	令和８年 11 月６日（金）　午後１時 00 分から 令和８年 11 月 26 日（木）午前 10 時 00 分まで
		入手場所	須崎市ホームページからダウンロードすること。
7	閲覧図書に関する質問・回答	受付期間	令和８年 11 月６日（金）　午後１時 00 分から 令和８年 11 月 20 日（金）　正午まで
		提出方法	受付期間中に総務課総務管財係に文書（持参、郵送、メール、FAX のいずれか）で提出すること。
		回答期間	令和 ８年 11 月６日（金）から 最終回答期限　令和８年 11 月 24 日（火）
		回答方法	須崎市ホームページにて回答

注）1.　参加申込書の持ち込みの受付時間については、須崎市の休日を定める条例（平成元年須崎市条例第２号）第１条第１項に規定する市の休日を除く午前８時 30 分から午後５時まで（正午から午後１時までを除く）とします。

2.　質問内容により回答の閲覧（須崎市ホームページの掲載）に日数がかかる場合があります。ただし、最終回答期限までには回答します。

第４　入札執行について

1	入札日時	令和８年 11 月 26 日（木）午前 10 時 00 分から入札、即時開札
2	入札場所	高知県須崎市山手町１番７号 入札会場：総合保健福祉センター2 階　会議室２
3	落札決定について	開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とする。最低価格を入札した者が２者以上いる場合は、くじにて落札者を決定する。
4	再度入札について	再度入札の回数は、２回とする。

5	入札に関する留意事項	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

第５　契約に関する事項

1	契約書作成の有無	有
2	入札保証金	要しない
3	契約保証金	要しない
4	契約予定日	令和 8 年 11 月 27 日（金）
5	入札の無効	須崎市契約事務規則第 19 条に該当するとき
6	長期継続契約について	この契約は、地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であり、履行期間内における当該契約の給付について、各年度間を継続的に、かつ円滑に履行できるようにするための基本契約の締結である。よって、発注者は、この契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算について減額又は削除があった場合には、本契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を発注者に請求することができる。

第６　提出先・問い合わせ先

〒785-8601
高知県須崎市山手町 1 番 7 号
須崎市総務課総務管財係　契約担当
TEL：0889-42-3791（直通）　FAX：0889-42-7320
MAIL：kanzai2@city.susaki.lg.jp
（ｹｰｴｰｴﾇｾﾞｯﾄｴｰｱｲ 2@以降は全てｱﾙﾌｧﾍﾞｯﾄ）